

特定口座約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定により、特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるため、株式会社 三十三銀行（以下「弊行」といいます。）において設定する特定口座（同条第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）に関する事項を定めるものです。なお、この約款において「上場株式等」とは、法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債および投資信託受益権をいいます。

- 前項のほか、お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるため、弊行に開設された特定口座（次条第4項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。）における上場株式等の配当等（法第8条の4第1項に定める「上場株式等の配当等」のうち、国債、地方債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。）の受領について、法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および弊行との権利義務関係を明確にすることを目的とします。
- お客様と弊行の間における、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き「投資信託振替決済口座管理約款」「国債振替決済口座管理約款」「一般債振替決済口座管理約款」等その他の約款・規定の定めるところによるものといたします。

第2条（特定口座開設届出書等の提出）

お客様が弊行に特定口座の設定を申し込むにあたっては、あらかじめ、弊行に対し、法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客様には租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める書類および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人暗号をいいます。以下同じ。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

- お客様が弊行に特定口座を開設されるには、あらかじめ弊行に投資信託振替決済口座または債券口座（国債振替決済口座もしくは一般債振替決済口座）を開設いただくことが必要です。
- お客様は、弊行に1口座に限り特定口座を開設していただけます。
- お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合は、あらかじめ弊行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）をご提出いただくものとします。なお、特定口座源泉徴収選択届出書につきましては、その後お客様から源泉徴収の選択を取り止める旨の申し出がない限り、引き続き有効なものとみなします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、お客様からその年の最初の特定口座内の上場株式等の譲渡等の時まで特に申し出がない限り、毎年、引き続き当該特定口座源泉徴収選択届出書の届出があったものとみなします。その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、弊行に特定口座を開設していただくとともに、前項の特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日または支払確定日前の弊行が定める日までに弊行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。
- お客様が弊行に対して、前項の源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出されており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定（法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において受領することとされている場合には、前項に規定されるその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日または当該日前の弊行が定める日以後、当該お客様は、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。
- お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日または支払確定日前の弊行が定める日までに弊行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。ただし、お客様が特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出される場合を除きます。

第3条（特定保管勘定に係る振替口座簿への記載または記録）

特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、

当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。

第4条(特定上場株式配当等勘定における処理)

第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

第5条(特定口座を通じた取引)

特定口座を設定したお客様が弊行との間で行う上場株式等に関する取引に関しては、お客様から特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。また、投資信託定時定額購入サービス取扱約款に規定される投資信託定時定額購入サービスでの買付取引についても、すべて特定口座を通じて行うものとします。

- 2 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)を開設されているお客様(購入については、その年分の特定非課税管理勘定が弊行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。)については、上場株式等の取引を当該非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

第6条(所得金額等の計算)

弊行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得金額の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算を、法その他関係法令の定めに基づき行います。

第7条(源泉徴収等)

お客様より特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただいた場合には、弊行は法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、所得税および地方税等の源泉徴収等または還付を行います。

- 2 源泉徴収は、お客さまの指定された預金口座からの引き落としにより行います。指定預金口座からの引き落としの際には、小切手または通帳および同払戻請求書の提出なしに引き落としします。
- 3 還付金については、お客さまの指定された預金口座へ入金します。

第8条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等)

弊行は、お客様の特定保管勘定においては次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。なお、下記に該当する上場株式等であっても、弊行の都合により特定保管勘定に受入れしないことがあります。

- ① お客様が特定口座開設届出書の提出後に、弊行で募集の取扱いにより取得した、または弊行から取得した法第37条の11の3第2項に規定する「上場株式等」のうち、弊行が取り扱う国内非上場公募投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)または国債若しくは地方債(以下「公共債」といいます。)で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② お客様が、贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものは除きます。以下同じ。)により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者(以下「被相続人等」といいます。)が開設していた特定口座で管理されていた投資信託、もしくは公共債、または被相続人等が弊行に開設していた非課税口座で管理されていた株式投資信託、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で、引続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により、移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)されたもの。
- ③ お客様が弊行に開設されている特定口座で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ④ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国外口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国外口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国外口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。
- ⑤ お客様が弊行に開設する非課税口座、または弊行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が弊行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)
- ⑥ 前各号のほか関係法令の規定により受入れが可能なもので、弊行が受入れを認めたもの
- ⑦ お客様が弊行に提出された非課税口座開設届出書が、法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合において、その非課税口座で購入等し、保管されている株式投資信託で、その口座からお客様の特定口座への振替の方法によりそのすべてを受け入れるもの

第9条(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

弊行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2

第1項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき弊行が所得税および住民税等を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている弊行の本支店に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされている法第37条の11の3に規定する投資信託または公共債に係るものに限り）のみを受け入れます。

- 2 弊行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、弊行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。
- 3 前二項の規定にかかわらず、前条第7号の規定によりお客様の特定口座に受入れた投資信託に係る収益分配金、および弊行の非課税上場株式等管理、非課税累積投資、および特定非課税累積投資に関する約款第2条の2の規定により、お客様の非課税口座に該当しない口座で行っていた取引として、当該非課税口座の開設のときから一般口座での取引として取り扱われることとされた投資信託に係る収益分配金については、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れたものとして取扱います。

第10条（譲渡の方法）

特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、弊行への譲渡による方法、または当該譲渡に係る金銭の交付が弊行の本支店を経由して行われる方法により行います。

第11条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、弊行は、お客様に対し、施行令第25条の10の2第9項第1号の定めるところにより、当該払出しの通知を書面により行います。

第12条（特定口座内保管上場株式等の移管）

弊行以外の金融機関の特定口座内の株式投資信託については、弊行が認める場合に限り弊行の特定口座に移管することができます。

第13条（贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ）

弊行は、第8条に規定する上場株式等の受入れについては、施行令の定めるところにより行います。

第14条（特定口座年間取引報告書等の送付）

弊行は、法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに、お客様に交付します。また、第16条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。なお、法第37条の11の3第8項の定めるところにより、その年中に取引のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書は交付しません。ただし、お客様から請求があった場合は、この限りではありません。

- 2 弊行は、関係法令の定めるところにより所轄の税務署長に特定口座年間取引報告書を提出いたします。

第15条（届出事項の変更手続き）

特定口座開設届出書の提出後に、弊行にお届出いただいた印鑑、ご氏名、ご住所、個人番号、その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。）により弊行にお届出いただく必要があります。また、その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、ご確認させていただきます。

第16条（特定口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が弊行に対して特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）をご提出されたとき。ただし、当該特定口座廃止届出書のご提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等でご提出を受けた日において弊行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、弊行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。
- ② 特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条の10の8に規定されるものをいいます。）の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ③ 銀行合併等の決定により将来的に特定口座が重複することを解消する必要があるとき
- ③ やむを得ない事由により、弊行が解約を申し出たとき。
- ④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。

第 17 条（出国口座等）

前条第 1 項第 4 号に該当することとなるお客様は、施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に定める要件を満たす場合、出国前に弊行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた上場株式等のすべてにつき、弊行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録をすることにより、帰国後、弊行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

- 2 前項に定める取扱いを希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を弊行に提出し、帰国後、特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を弊行に提出していただく必要があります。

第 18 条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、法、地方税法、その他関係政省令、諸規則、振替決済口座管理約款その他約款・規定等に従って取り扱うものとします。

第 19 条（免責事項）

お客様が第 15 条の変更手続きを怠ったこと、その他の弊行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、弊行はその責めを負わないものとします。

第 20 条（約款の変更）

この契約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 584 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの契約の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 21 条（合意管轄）

お客様と弊行の間のこの契約に関する訴訟については、弊行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから弊行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以上

2021 年 5 月 1 日制定

2024 年 1 月 1 日改定